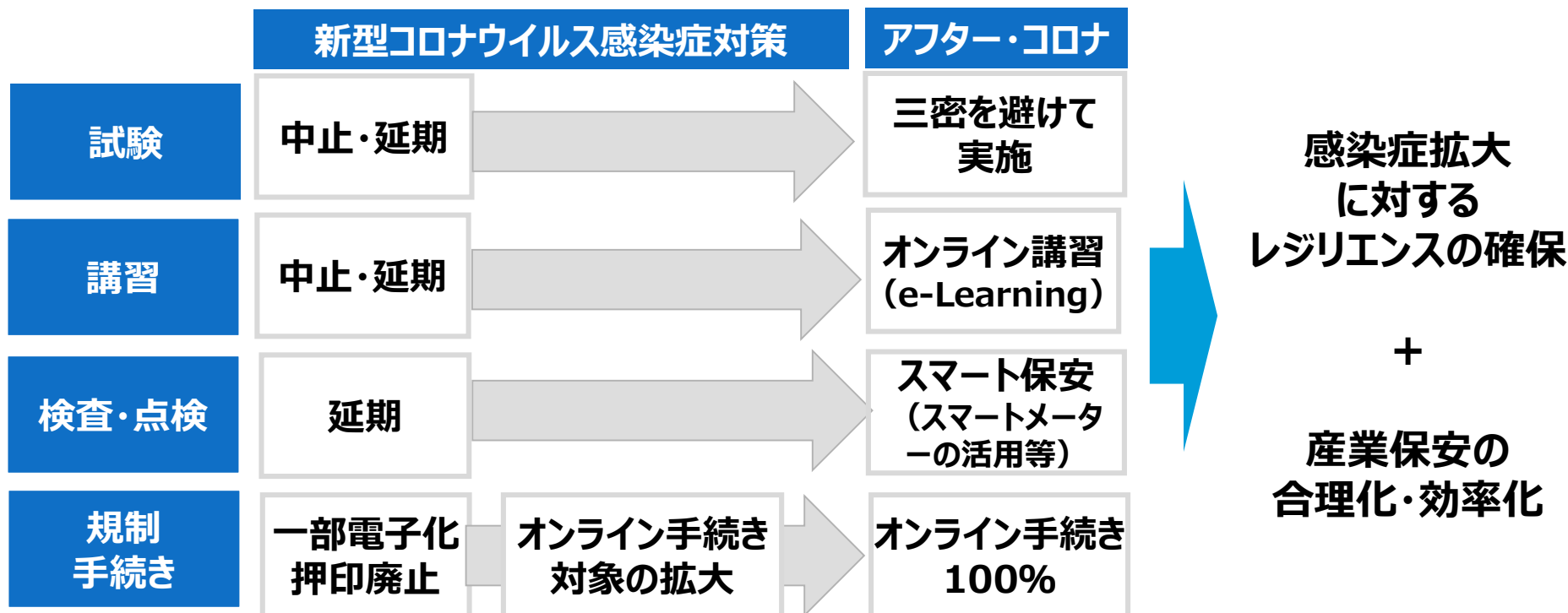


新型コロナウイルス感染症対策について

2020年12月8日
経済産業省 産業保安グループ
ガス安全室

1. 新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策

- これまで、事業者の新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策と事業継続を支援する観点から、安全確保を前提に可能な範囲で保安規制の柔軟な運用を実施。
- 今後、引き続き事業者の要望を踏まえつつ、必要に応じ、安全確保を前提とした柔軟な規制の運用に取り組むとともに、中長期的な視点で、保安業務におけるITの活用等の「スマート保安」や講習・規制手続き等のオンライン化を推進していく。
- こうした取組によって、**感染症拡大に対するレジリエンスの確保**だけでなく、**産業保安の合理化・効率化**につなげていく。



試験

ガス主任技術者

指定試験機関：日本ガス機器検査協会（JIA）

9月27日（日）全国10カ所（20会場）で開催
10,858名申し込み、うち7,904名受験

対策：①三密を避け会場を50%の収容率で実施。②試験当日、会場にて受験者の検温を実施。③出入口付近などに消毒液を設置。④試験室は、適時換気。⑤スタッフは、マスク、フェイスガードを着用。検温を実施

講習の実施

ガス消費機器設置工事監督者（①資格講習、②認定講習、③再講習）

指定講習機関：日本ガス機器検査協会（JIA）

令和元年度：実施予定の令和2年3月4日以降9回の講習（該当申込者数計911名）を中止
講習を受けなければならない期間が令和2年3月31日に終了する有資格者は、その期間を1年間延長し令和3年3月31日とする告示を公布した

令和2年度：

①資格講習、②認定講習

8月以降、以下の対策を講じ、順次全国にて対面講習を再開している。

- ①三密を避け会場を50%の収容率で実施。②出入口付近などに消毒液を設置。
③講義室は、適時換気。④スタッフは、マスク、フェイスガードを着用。検温を実施

③再講習

7月以降、非対面（教材DVD配布による自宅学習）での講習を再開している。

検査・点検への対応

- 「新型コロナウイルス感染症対策の基本的処方針」（令和2年4月7日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）を踏まえ、新型コロナウイルス感染症の全国的かつ急速なまん延を防ぐとともに、事業者が十分な感染症拡大防止策を講じるための環境整備を行うため、ガス事業法に基づく消費機器に関する周知・調査、漏えい検査及び昇圧供給装置の点検について、法令で定める期間等の延長を可能とする改正を実施。
- ガス事業法の保安規制の一部について保安確保を前提としつつ柔軟な対応が可能となった
- 事業者は特例申請を提出し、経済産業大臣等の承認を受けることで、所要の緩和措置を受けることができることとなった。

	法定満期の延長	基準日の運用	調査対象の確認方法	訪問回数の緩和
消費機器周知（※開栓時は除く）	○	○	—	—
消費機器調査（※開栓時は除く）	○	○	○	○
漏えい検査・昇圧供給装置の点検	○	○	—	—

2. 申請状況

- 消費機器周知業務等の保安業務を実施している事業者からの申請を2020年4月以降受け付けた。件数については以下のとおり。

(1) 事業者類型別の事業者数

- ・旧一般ガス事業専門の事業者等（旧簡易ガスの兼業を含む） 44者 / 196者 （22%）
- ・旧簡易ガス事業専門事業者 62者 / 1239者 （5%）
- ・ガス小売事業者 26者 / 37者 （70%）

(2) 地域別

	北海道	東北	関東	中部	北陸	近畿	中国	四国	九州	那覇
旧一般ガス等	1	5	22	2	2	4	2	1	4	1
旧簡易ガス	1	6	17	8	2	9	6	6	5	2
小売	0	0	16	1	0	8	0	0	1	0
合計	2	11	55	11	4	21	8	7	10	3
(%)	2	8	42	8	3	16	6	5	8	2

2. 申請状況 (続き)

(3) 対象項目別－特例措置項目別の件数

(注：1 申請で複数の項目を含む場合、項目ごとにカウント)

・ <u>消費機器周知業務</u>	64
－ 法定満期の延長	54
－ 基準日の運用	10
・ <u>消費機器調査業務</u>	364
－ 法定満期の延長	143
－ 基準日の運用	42
－ 調査対象の確認方法	113
－ 訪問巡回回数緩和	66
・ <u>漏えい検査</u>	111
－ 法定満期の延長	101
－ 基準日の運用	10
・ <u>昇圧供給装置点検業務</u>	0

(4) 措置期間別の件数

・ 1 か月未満	9
・ 1 か月以上～2 か月未満	13
・ 2 か月以上～3 か月未満	8
・ 3 か月以上～6 か月未満	104
・ 6 か月以上～1 年未満	120
・ 1 年以上～	75

3. 事業者からの意見（主要な意見の抜粋）

(1) 良かった等

- ・需要家との接触機会の削減等により感染拡大防止に対して一定の効果があった。
- ・ガス事業者（委託先の社員も含む）が勤務場所の分散、出社日の分散等の対策を行っていたため法定満期延長ならびに基準日運用等の措置により作業員の業務負荷がある程度コントロールすることができた。
- ・需要家側の感染防止対策に伴い立入が極端に制限される施設内区域があるなど保安業務が充分に行えない状況にあったため、点検期間の延期は助かった。

(2) 使いにくかった等

- ・コロナがいつ収束するかわからない中で、措置期間をいつまでにすればよいのか判断に迷う。

(3) 承認申請をしなかった

- ・需要家毎の台帳管理が煩雑となる。
- ・コロナ禍においても周知・調査・漏えい検査について需要家より一定の理解を得られている。

(4) 改善提案等

- ・措置項目に応じて申請書を定型化するなど手続を簡略化できるようにしてほしい。
- ・今後の参考のために、全国の事業者の申請状況や独自の調査方法の取組事案などの情報を提供してもらいたい。

保安ネットの拡充

- ガス事業法に基づく手続のうち7手続については、2020年1月から保安ネットにて電子申請を実施しているところ。
- **2020年6月**からは、ガス事業法の全手続について申請書類・添付書類をPDFにして保安ネットの簡易申請フォームを通じた提出が可能となっている。
- 11月末時点において簡易申請フォームを活用した申請は**316件**。簡易申請を除く電子申請については、保安ネット開設後**1,160件**の申請。

<電子申請として入力フォーム等を整備済（2020年1月～）>

ガス小売事業者の毎年のガス事故

一般ガス導管事業者の毎年のガス事故

特定ガス導管事業者の毎年のガス事故

ガス製造事業者の毎年のガス事故

ガス小売事業者/一般ガス導管事業者/特定ガス導管事業者/ガス製造事業者の導管改修実施状況

旧簡易ガス事業者の導管改修実施状況

毎年の消費機器の調査結果

手続の流れ

○電子申請の場合：



○簡易申請の場合：



<簡易申請（2020年6月～）>

ガス事業法の全手続が保安ネットを通じ申請可能